

HELDOX Personal会員利用規約

第1条（定義）

HELDOX Personal会員利用規約（以下「本規約」という）によって定める条項はファイブエー
ジャパン株式会社（以下「当社」という）が運営する24時間フィットネス&パーソナルジム「
HELDOX」（以下「当ジム」という）と24Hジム利用契約とは別にパーソナルトレーニング利用
契約を締結した会員（以下「パーソナル会員」という）に適用されるものとします。

第2条（会員制）

パーソナル会員になる方は、本規約を承諾し、当社所定の入会申込書等を提出（以下「本申込」と
いう）し、パーソナルトレーニング利用契約等の諸契約（以下「パーソナル契約」という）を締結
することにより入会が認められます。

第3条（ご予約の方法・変更・キャンセル）

①パーソナルトレーニングは完全予約制となります。

ご予約につきましてはパーソナル会員がパーソナル契約締結時または締結後担当トレーナーと相談
し、パーソナル契約で定めたコースの有効期限内で全セッションご利用できるようにご予約下さ
い。

②有効期限は各コースに応じて設けられています。

③ご予約の変更は原則ご予約している日の前日20時までに当ジム所定の連絡先へご連絡をお願い
いたします。

④前日20時までにご連絡を頂いていない場合、キャンセルはできませんので、ご利用可能セッショ
ン回数を1回分利用した扱いとさせていただきます。ただし疾病その他やむを得ない事情によりキャ
ンセルを希望される場合であって、当日のスタッフ受付時間までに当ジム所定の連絡先へ連絡いた
だいた場合、異なる取り扱いをすることがあります。

第4条（有効期限延長）

①パーソナル会員は、疾病、その他やむを得ない事由でパーソナルトレーニングを実施できないと
当社が認めた場合、所定の手続きにて、1度だけパーソナルトレーニングの有効期限の延長をする
ことができます。ただし完全予約制となるため、利用できない期間をお伝えしていただき、
利用可能後の予約確保を行います。その場合予約最終日から原則15日間までを再設定有効期限とし
ます。

②有効期限延長手続きは、当ジムのスタッフ受付時間に所定の手続きを行うものとします。

（電話、電子メール等による手続きも行えます。）

③有効期限の延長はパーソナル契約で定めたコースに設けられたパーソナルトレーニングの有効期
限の延長のみであり、延長の手続きにより、入会特典およびキャンペーンその他、パーソナル会
員の付随的サービス等の有効期間の延長は行えないものとします。

④有効期限の延長に関して、利用できない期間がはっきりとしない場合や
お電話やメールにてご連絡が繋がらない場合はお手続きを行えないものとします。

⑤パーソナルトレーニングご予約日当日に無断キャンセルを行い、その後のご予約を確保できてい
ない場合、当ジムよりお電話もしくはメールにてご連絡させていただきます。

その際、最初のご連絡から起算して7日間ご連絡が繋がらない場合、パーソナル契約で定めた
コースのパーソナルトレーニングの未利用分のセッションを利用する権利は失効します。

⑥有効期限の延長の有無に関わらず、パーソナル契約で定めたコースの有効期限内に利用されな
かったパーソナルトレーニングのセッションを利用する権利は失効いたします。

第5条（中途解約）

- ① パーソナル会員が自己の都合によりパーソナル契約を解約する場合は、所定の解約届にて手続きを行った上で、解約することができます。
- ② 解約手続きは、会員自ら当ジムの受付時間に来店し所定の手続きを行うものとします。（電話、電子メール、FAX等による手続きは行えません。）
- ③ ローンをご利用の場合は第6条③に定める違約金を支払うものとし、違約金の支払が不能な場合は解約には応じられません。

第6条（ご返金・違約金）

① パーソナル契約解約時、ご返金希望の場合、ご契約いただいたパーソナル契約のコース料金から入会金分を差し引き、残りの金額を契約コースで定めたパーソナルトレーニングのセッション回数で割り、未利用セッション回数分の金額のみご返金をいたします。ご返金に要する費用はパーソナル会員の負担とします。

② パーソナル契約がコース料金表に記載のサブスクリプション延長コース（月2回コース・月4回コース）の場合、①にかかわらずご返金は行っておりません。③ローンをご利用の場合の解約については、①同様にご契約いただいたパーソナル契約のコース料金を契約コースで定めたパーソナルトレーニングのセッション回数で割り、消化済みセッション数をかけたものに入会金分を加えたものを違約金相当として支払うものとします。

第7条（パーソナル会員資格の停止および除名、喪失）

パーソナル会員が当ジムの会員資格を一時停止し、または当該会員を本ジムから除名、喪失した場合、パーソナル会員の資格も同様に一時停止、除名、喪失するものとします。

第8条（パーソナル会員資格の譲渡・相続・貸与）

パーソナル会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第9条（本規約その他の諸事情の改定）

当社は、本規約、細則、利用規定、その他当ジムの運営、管理に関する事項を改訂することができます。

事項を改訂する場合は当ジムやホームページにて、効力発生時期の1ヵ月前までには告知させていただきます

また、その効力はすべての会員に適用されます。

附則. 本規約は2022年4月1日より発効します。
2023年8月1日 改訂 以上
ファイブエージャパン株式会社